

## 第 23 回 岩手県景観形成審議会議事録

### 1 開催日時

平成 30 年 1 月 9 日(火)13:30~14:30

### 2 開催場所

岩手県公会堂 21 号室

### 3 出席者

岩手県景観形成審議会委員（五十音順）

五十嵐 のぶ代委員	小沢 昌記委員（代理 新田 伸幸）
加藤 祐子委員	川村 久子委員
金野 万里委員	熊谷 常正委員
沢田 茂委員	鈴木 重男委員
千葉 一由委員	藤原 智子委員
細越 久美子委員	南 正昭委員
盛合 敏子委員	

### 4 議事

事務局：本日はたいへん御多忙な中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただ今より、第 23 回岩手県景観形成審議会を開催いたします。

まず、本日は代理の方も含めまして委員 13 名の御出席をいただいておりますので、委員総数 16 名の過半数に達しておりますので、岩手の景観の保全と創造に関する条例第 28 条第 2 項の規定により、当審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、小沢委員におかれましては、本審議会の委員の代理出席に関する取扱要領に基づき、代理出席の報告をいただいておりますので、お知らせします。

続きまして、平成 29 年 10 月 2 日付けで、任期の満了に伴う委員の改選を行っております。昨年 10 月に書面持ち回りにて第 22 回岩手県景観形成審議会を開催したところですが、改選後、初めて委員の皆様にお集まりいただいた審議会となりますので、委員の皆様を御紹介いたします。

#### 【名簿に沿って紹介】

続きまして、審議会の事務局を務めます県土整備部都市計画課の職員を紹介いたします。

#### 【事務局員を紹介】

事務局：開会に当たり、県土整備部遠藤道路都市担当技監から御挨拶を申し上げます。

**【挨拶】**

事務局：本日事務局で用意しました資料の確認をさせていただきます。

**【資料確認】**

事務局：それでは、議事の（１）の会長の選出に入らせていただきます。

本審議会の議事は、岩手の景観の保全と創造に関する条例第 27 条第 2 項により、会長が会議の議長を務めることとされておりますが、今回が委員改選後、初めてお集まりいただく審議会となりますので、現在、会長及び会長職務代理者が選出されておられません。そこで、（１）の「会長の選出について」は、暫定的に遠藤技監が議長を務めさせていただきますので御了承願います。

議長：それでは、暫定で議長を務めさせていただきます。議事（１）の会長の選出について、事務局より説明をお願いします。

事務局：岩手県都市計画課まちづくり課長の小野寺と申します。よろしく申し上げます。今回が委員改選後、初めてお集まりいただく審議会となりますので、先日持ち回りで審議会を開かせていただいた際にも、概略は少し説明しましたが、改めて当審議会の運営方法や審議事項について御説明いたします。それではお手元の資料 1 を御覧ください。

**【資料 1 により説明】**

事務局：会長の選出については、岩手の景観の保全と創造に関する条例第 27 条第 1 項の規定により、委員の互選によることとされております。以上で説明を終わります。

議長：ただ今事務局から説明があったとおり、会長は委員の互選によることとされております。つきましては、会長に自薦される方又は会長を他薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

**【各委員から推薦なし】**

議長：それでは、事務局から提案させていただくこととしてよろしいでしょうか。

各委員：（異議なしの声）

議長：それでは事務局から提案をお願いします。

事務局：事務局といたしましては、改選前に会長を務めていただきました、岩手大学の南委員に引き続き会長をお願いしたいと考えております。

議長：ただ今、事務局から、南委員に会長をお願いするという案が示されましたが、委員の皆様はいかがでしょうか。

各委員：（異議なしの声）

議長：それでは、南委員、よろしくをお願いします。

これで、議事の（１）の「会長の選出について」を終了させていただきます。なお、岩手の景観の保全と創造に関する条例第 27 条第 2 項の規定により、会長が会議の議長となることとなっておりますので、これ以降は南会長に進行をお願いしたいと存じます。南会長、議長席の方によろしくをお願いします。

会長：委員の皆様方には、円滑な議事の運営につきまして、御協力の程よろしくをお願い申し上げます。

それでは、岩手の景観の保全と創造に関する条例第 27 条第 3 項の規定により、会長があらかじめ会長職務代理者を指名することとなっておりますので、指名をさせていただきますと思います。

改選前に引き続き、熊谷委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

熊谷委員：結構です。

会長：では、議事の（２）の審議会部会委員の選任に入りたいと思います。

事務局の方から審議会部会委員の選任について説明をお願いします。

事務局：それでは、岩手の景観の保全と創造に関する条例第 29 条第 1 項の規定に基づく部会の設置につきましては、資料 2 を用いて説明をさせていただきます。

【資料 2 により説明】

事務局：なお、部会は、岩手の景観の保全と創造に関する条例第 29 条第 2 項の規定により、会長の指名する委員をもって組織することとされております。部会についての説明は以上です。

会長：ただ今の説明について、御意見、御質問はありませんか。

【各委員から質問なし】

会長：特にないようですので、部会の委員を指名いたします。事務局で指名名簿を配ってください。

改選前に引き続き、同じ専門分野の 5 名にお願いしまして、名簿のとおりですのでよろしく申し上げます。

会長：続きまして、議事の（3）諮問事項の議事に進みます。諮問事項 1 つ目の「岩手県景観計画の変更」について事務局より説明をお願いします。

事務局：【資料 3 により説明】

会長：ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はありませんか。

【各委員から質問なし】

会長：それでは特にないようですので、この諮問事項につきまして、原案のとおりこれを認めることとしてよろしいでしょうか。

各委員：（異議なしの声）

会長：それでは、原案のとおりこれを認めることとします。

続きまして、諮問事項 2 つ目の「屋外広告物条例の一部改正」について事務局より説明をお願いします。

事務局：【資料 4 により説明】

会長：ただ今の説明につきまして、御意見、御質問はありませんか。

委員：結構厳しい規制が適用されると思いますが、例えば景観地区とか風致地区、いわゆる景観法に基づいた保護地区や伝統的建造物保存地区と比べると、田園住居地域というのは、面積的に結構広く適用がされると思われませんが、今これが新設されることによって、具体的にそれぞれの区割りがどのように変わるとお考えか。あるいは把握されておられるでしょうか。

事務局：法律は平成30年4月1日から施行はされるのですが、用途地域そのものは市町村が決定することになっており、県内の市町村にお聞きしたところ、現地点で田園住居地域を指定しようとしている市町村はございません。

ただ、条例としましては、法律が変わって用途地域の種類が増えたということで、屋外広告物条例の中にも位置づけをしておかないと、将来そのような用途地域の設定があった際に、どのような規制を働かせるかという準備ができないということになるため、今回お諮りしているところをございまして、具体的にそのような案件があるかという、現地点では聞いてるところではございません。田園住居地域は、基本的に第1種市街地景観地区で、概ね住居系の土地利用になっておりますので、第1種、第2種低層住居専用地域から農地がある程度あるようなところは、将来的には田園住居地域として、市町村の土地利用の考え方として新しく指定される可能性はあるかもしれませんが、岩手県の場合は、従来より住居と営農と半農半住という土地利用の形がありますので、今、具体的に新たな土地利用の指定をしようとするお話は聞いておりません。

会長：それではこの諮問事項については、原案のとおりこれを認めることとしてよろしいでしょうか。

各委員：(異議なしの声)

会長：それでは、原案のとおりこれを認めることとします。

続きまして、諮問事項3つ目の「屋外広告物条例施行規則の一部改正」について事務局より説明願います。

事務局： **【資料5により説明】**

会長：ただ今の説明につきまして、御意見、御質問はありませんか。

委員：規制の弾力化をするにあたって、国や地方団体の推進に、何かしらの利益があるとか、公益的であるとか、要件があげられていますが、結局、大きなものが目に入っ

て、色やデザインというものが、実は人にとっても大きな影響を与えるものと私は思っています。そういったことに対する規制や、サインの規制はなかなか難しいかもしれませんが、色の管理とか周りとの調和を考えると、そういうものがどこかに書かれたりしないものなのかなと思いました。どのようにお考えでしょうか。

事務局：基本的には、今回の規制の弾力化にあたって全て自由に広告を掲出するという意味ではなく、当然今までの広告物の表示の許可基準に沿った形を考えたいのですが、先ほど御説明しましたように、景観も視点場の位置と対象物の位置によりますので、大きな表示をしたからといって、例えば幹線道路から遠いものは、表示が大きくても見る位置が遠ければ小さくしか見えないということもあります。

先ほど要件に示しました、公共的な目的に資する、あるいは公益上やむを得ないことを前提に、その公益上やむを得ない表示をするために、要件の3番目にある合理的に必要な限度と考えております。

要件の1番目から申しますと、なぜその広告が必要なのか、公益上やむを得ない理由、あるいは公共的な目的に資するというところがまずは必要ということ。2番目は地域が望まないものはやはり難しいとなりますので、関係市町村の御意見もお聞きしたい。それから、それらを踏まえて先ほど申しましたように、派手な広告などは屋外広告の精神から言いますと当然設置は避けたいが、視点場と見える位置との関係から、公共的な目的に対する見え方も必要でありますから、3番目の合理的な限度を、理由があつてその大きさが必要であるというものでなければ、あるいはそういう見え方が必要だということを、判断していきたいと思っております。これらについても市町村とも相談しながら、3つの要件について判断していきたいと考えております。

委員：もう一点ですが、例えば関係市町村の方々と相談して、これは地域の復興のために良いと選んだ広告が、デザインとして良いものかどうかはまったく見る人により異なりますし、色ですとか。私自身がいろいろな広告を見てみると、なぜこういうものが置けるのかなと思うものが世の中にはたくさんあるので、デザイン感覚、色彩感覚をどこかで専門家に聞くとか、そういう取り組みがあつたならば、岩手県全体の景観を考える際にもっと素敵になるのではないかと考えました。

事務局：具体的に要件に沿って判断したいのですが、今後、判断に迷うものも出てくるかもしれません。今回、何か具体的なものを指して規則を改正しようとしているわけではなく、条例や規則よりも、今は社会情勢の変化が激しく進んでいますので、それらに対応していくのも想定しておきたい。どうしてもこれらの要件に当てはまらない、悩むようなものにつきましては、本日選任していただいた部会の方々に相談したり、あるいは必要な際には、御足労をおかけはしますが、当審議会のような場で議論する

ことも必要な場面も出てくるかもしれませんが、今、具体的に何か判断に迷う案件があるわけではないので、まずはこのような考え方で運用していくことで考えたいと思っております。

会長：よろしいでしょうか。それではこの諮問事項につきましては、原案のとおりこれを認めることとしてよろしいでしょうか。

各委員：(異議なしの声)

会長：それでは、原案のとおりこれを認めることとします。

以上で本日の審議会で予定していた事項は、すべて終了いたしました。委員の皆様からその他、何かありますでしょうか。

各委員：(なしの声)

会長：それでは、本日の審議は以上を持ちまして終了いたします。円滑な議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。これにて事務局にお返しします。

事務局：南会長ありがとうございました。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第23回岩手県景観形成審議会を閉会いたします。